

第 69 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立丸山コミュニティ・センター）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立丸山コミュニティ・センター

2 指定管理者

神戸市長田区西丸山町1丁目7番5号

丸山コミュニティ・センター管理運営協議会

会長 福井 和佳子

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

神戸市立丸山コミュニティ・センターの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。